

府中町認知症高齢者等保護情報共有サービス(見守りシール)

1. サービスの概要

認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、見守りが必要な認知症高齢者等について、「どこシル伝言板システム」を活用して、身元確認や引き渡しを円滑に行うサービスです。

このサービスは、認知症高齢者等に、QR コードが印字されたラベルシールを交付し、衣服等に貼り付けておくと、万が一、行方不明となり、発見・保護された場合は、発見者が QR コードをスマートフォン等で読み取ることで、伝言板機能を通じて家族等に迅速に連絡を取ることができます。なお、発見者と家族等とは伝言板機能を使って連絡するため、お互いの個人情報には触れることはありません。

2. 対象者

府中町高齢者 SOS 検索支援事業に登録がある方(登録と同時申請可)

3. 利用料

登録や初回シール交付(耐洗タイプ 30 枚、蓄光タイプ 10 枚)については、利用者の負担はありません。

※追加交付される場合は、有料となりますので、府中町高齢介護課にお問い合わせください。

4. 申請者

対象者と同居又は同様の状況にあり対象者を常時介護している方。

※申請時は、緊急連絡先として緊急時に必ず連絡が取れる家族等 2 名以上(うち半日程度で迎えに行くことができる方が最低 1 名必要です。)の適宜連絡の取れるスマートフォン等のメールアドレスが必要です。

5. 利用の流れ

- ① 事業を利用しようとするときは、府中町認知症高齢者等保護情報共有サービス利用申請書、同意書を府中町高齢介護課に提出して下さい。
- ② 申請受理後、府中町地域包括支援センターと高齢介護課担当者でご自宅へ訪問し登録情報シートの作成を行います。※利用者側での登録作業は不要です。
- ③ 登録ができましたら、ご自宅へ郵送で見守りシールを送付いたします。
- ④ 対象となる方の衣類・杖等に見守りシールを貼付し利用を開始します。
※ 衣類等へ耐洗タイプのシールを貼付するには、アイロンが必要です。

6. 申請にあたっての留意点

1. サービスの利用期間は、府中町が利用の決定をした日から利用の終了又は取消の日までとすること。
2. 天災や機能の点検により、サービスが中断し保護情報の提供が行えない場合があること。
3. 府中町は、この事業の利用により発見された対象者の保護を行わないこと。
4. サービスの利用に当たり対象者及び緊急時連絡先等の情報を、広島県警察本部及び府中町地域包括支援センターに府中町が提供すること。
5. サービスの利用に当たり、次の各号に該当するときは、速やかに届出をすること。
 - (1) 対象者、緊急時連絡先の情報に変更が生じたとき。
 - (2) サービスの利用を終了しようとするとき。
 - (3) 対象者が死亡したとき。
 - (4) 対象者の要件に該当しなくなったとき。
6. 上記届出を速やかに行わないときは、府中町長は利用の取消を行うことができること。
7. 見守りシール等の維持管理は、善良な管理者として責任をもって行い、対象者以外の者への譲渡や転貸等、不正に使用しないこと。
8. 見守りシール等の全部又は一部破損、又は滅失したときは、速やかに府中町高齢介護課高齢者福祉係に連絡し、指示に従うこと。この場合、再交付に係る実費相当額を負担する必要があること。

(お問い合わせ先)府中町福祉保健部高齢介護課高齢者福祉係 電話:082-286-3256
府中町地域包括支援センター 電話:082-286-7290